

財政援助団体等監査結果報告

米監委第 40 号

平成 28 年 8 月 3 日

米原市長 様
米原市議会議長 様

米原市監査委員 梅田浩章

米原市監査委員 的場收治

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項による財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出する。

平成 27 年度財政援助団体等監査結果報告書

目 次

第 1	監査の対象団体および所管課	119
第 2	監査の期間	119
第 3	監査の対象	119
第 4	監査に当たった監査委員	119
第 5	監査の補助職員	119
第 6	監査の方法	119
第 7	監査の着眼点	120
第 8	監査結果	120
	近江母の郷文化センター	121

注 記

- ① 文中および表中の金額は、特に表示のあるものを除き、原則として千円単位で表示し単位未満は四捨五入した。
- ② 文中使用する次の法令名は、次のとおり省略して表記した。その他の法令および要綱などについては、法令年、法令番号、告示年、告示番号などを省略した。
「地方自治法（昭和 22 法律第 67 号）」 → 「法」

平成 27 年度財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の対象団体および所管課

平成 26 年度において、法第 244 条の 2 第 3 項の規定による公の施設の管理を行わせている指定管理者のうちから下表の 1 団体を選定し、監査を行った。

指定管理者	管理施設	指定期間および指定管理料	所管課
特定非営利活動 法人いきいきお うみ	米原市	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日	商工観光課
	近江母の郷文化 センター	5 年間で 53,835 千円	

第 2 監査の期間

平成 27 年 9 月 10 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

第 3 監査の対象

平成 26 年度の指定管理業務

第 4 監査に当たった監査委員

梅田 浩章

なお、北村喜代隆監査委員は、法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

第 5 監査の補助職員

口分田 剛、池田 百合、堀澤 光彦

第 6 監査の方法

平成 26 年度の指定管理業務に係る出納その他の事務が、条例、規則、要綱、協定書などに従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体および所管課から関係書類の提出を求め、事務局職員が証拠書類との照合などにより行った予備調査結果を踏まえ、関係者からの事情聴取などにより実施した。

監査当日は、管理施設に出向き、対象施設の現地確認、事業などに関する関係書類、会計帳簿などの調査、照合を行った。

第7 監査の着眼点

公の施設の指定管理者に係る監査として、次の着眼点により実施した。

1 所管課関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例などに根拠を置いているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定などの締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書などには、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 指定管理者の業務に関する経理の内容を明確に確認（把握）されているか。
- (6) 指定管理料の積算の妥当性が確認できるか。
- (7) 業務報告書などの点検は、適切になされているか。
- (8) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

2 指定管理者関係

- (1) 施設は、関係法令などの定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定書などに基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定などは適正になされているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適切になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 備品は、適正に管理されているか。

第8 監査結果

平成 26 年度の指定管理者に係る出納その他の事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

なお、一部検討、是正が必要と思われる事項があったので、所管課にあつては指定管理者に対する指導を含めて適切な措置を講じ、指定管理者にあつては所管課との協議により適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

また、事務処理において検討、是正が必要と思われる事項のうち軽易な事項については、記述を省略した。

【平成 27 年度指定管理者監査結果】

1 指定管理の状況

施設名称（所在地）	米原市近江母の郷文化センター（米原市宇賀野 1364 番地 1）
指定管理者制度 導入根拠条例	米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、 米原市近江母の郷文化センター条例
指定管理者の指定方法	公募
指定管理者	特定非営利活動法人 いきいきおうみ
指定期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）
指定管理料	債務負担行為額 43,824 千円（平成 26 年度協定額 10,286 千円）
利用料金制の有無	有
指定管理業務	(1) 米原市近江母の郷文化センター条例第 3 条各号に掲げる業務 (2) 文化センターの施設および設備の維持管理に関すること。 (3) 文化センターの利用許可に関すること。 (4) 文化センターの利用料金の収受に関すること。 (5) その他、管理上市長が必要と認める業務

2 指定管理者の概要

名称（所在地）	特定非営利活動法人いきいきおうみ（米原市顔戸 1729 番地 1）
代表者名	理事長 山口 徹
設立年月日	平成 17 年 9 月 8 日
目的	住民が生活の拠点である地域に根ざして助け合い、その人らしく安心で充実した生活が営めるような地域社会を築いていくため、小地域における住民主体の地域自治活動を支援し、継続発展させることを目的とする。
事業	(1) 住民主体の地域自治活動に対する支援に関する事業 (2) 住民主体の地域自治活動を担う人材育成に関する事業 (3) 行政や関係機関のまちづくり施策および福祉サービス向上のための提言 (4) 介護保険法に基づく居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援に関する事業および地域密着型サービス、地域密着型予防サービス (5) 公共施設等の管理、運営に関する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 意見および要望

《所管課（商工観光課）に関すること》

(1) 所管課における実績報告書の確認について

(概要)

監査対象となっている前期（指定管理期間：平成22年4月1日から平成27年3月31日）の「米原市近江母の郷文化センターの管理運営に関する基本協定書」（平成22年3月30日締結）によると、指定管理者は、業務に関し毎会計年度終了後30日以内に業務報告書を提出し、米原市長の承認を得なければならないことになっている。

平成26年度の業務報告書は、平成27年3月31日に提出があり、市はその報告書に基づき業務の実施状況および本施設の管理状況の確認を行っている。その収支決算を要約した内容は次表のとおりである。

管理業務に係る収支決算書

(単位：千円)

区分	項目	金額	内訳	
収入	市指定管理料収入	10,286		
	市補助金	400	米原市元気な近江地域創造事業補助金	
	販売手数料収入など	51,954	販売手数料24,978千円 レストラン売上26,976千円	
	その他手数料、使用料収入など	12,271	自販機手数料、工芸館使用料など	
	その他事業収入	1,054	環境協力金、イベント協賛金など	
	雑収入	259	コピー、用具等貸出	
	受取利息	5	預金利息	
	収入合計	76,229		
支出	管理費	人件費	11,952	事務局長1人、正職3人、臨時職員(パート)15人
		法定福利費	1,087	社会保険料、労働保険料
		福利厚生費	28	職員健康診査
		水道光熱費など	6,148	水道光熱費、消耗品費など
		修繕費	754	ドーム水銀灯取替、トイレ修理、公用車車検修理他
		燃料費	1,302	ガソリン、灯油、ガス
		租税公課費など	7,191	租税公課費、管理諸費など
	運営費	人件費	16,924	臨時職員(パート)20人
		法定福利費	60	労働保険料
		福利厚生費	35	
		原材料費	8,873	レストラン仕入材料
		水道光熱費など	6,237	水道光熱費、消耗品費など
		修繕費	171	オープンケース、製氷機、ロールカーテン、他
		燃料費	894	灯油代、ガス代
		租税公課費など	4,972	租税公課費、管理諸費など
		繰出金	1,863	法人管理会計
		次年度繰越金	7,315	
		減価償却費	60	ゆで麺機
		公共施設負担金	363	さざなみ館増設
			支出合計	76,229
	差引収支	0		

(問題点)

所管課に収支決算書の数値の根拠を確認したところ、決算数値と法人全体の財務諸表との照合や管理業務に要した経費の確認が不十分であり、実績管理が十分できているとは言

い難い状況であった。

この状況では、指定管理料の妥当性や指定管理業務の検証を行うことができず、期間満了後に改めて指定管理者を公募する際、収支決算書を管理業務の見直しや指定管理料の積算を行うための積算根拠として活用することができなくなり、適正な指定管理料の算出が困難となる。

以上のことから、所管課は業務報告書の承認に当たっては、収支決算書の妥当性を十分検証するよう留意されたい。そして、その検証結果を次期の指定管理料の積算根拠として活用するなど、本施設で指定管理制度を導入している効果を最大限に引き出せるよう所管課としても工夫を行い、市民への説明責任を果たされたい。

(2) 指定管理業務と自主事業および団体活動の経理区分について

(概要)

本施設の管理運営に関する基本協定書において業務の対象となる施設は、くらしの工芸館、物産交流館さざなみ、ふれあいドーム、テニスコートおよびその他付帯施設が管理物件として規定され、指定管理者はこの基本協定書に基づき管理運営を行っている。

さらに、これらの管理運営業務のほかにレストランおよび軽食コーナーの運営や、市補助金（補助金額 400 千円）の交付を受け実施している近江地域創造支援事業（地域特産品づくりおよび地産地消の推進）など、施設の利用促進やサービス向上のための自主事業を行っており、これらの経費の決算報告書は、管理運営業務と一括して経理されている。

なお、この団体では、その他の事業として地域におけるまちづくり活動や介護保険法に基づく介護サービス事業などを行っているが、これらの決算報告書は指定管理業務とは区分して経理がされている。

(問題点)

① 管理業務に係る収支決算書について

指定管理者制度の運用に関するガイドライン（平成 26 年 4 月改定、以下「ガイドライン」という。）において、「自主事業を実施する場合は、指定管理業務の経費と区別し経理を行うこと」と記載されているが、平成 26 年度の管理業務に係る収支決算書を確認したところ、自主事業である物産交流館さざなみの販売手数料（24,979 千円）やレストラン売上（26,976 千円）が収入の部に計上され、レストラン仕入材料についても原材料費（8,873 千円）として支出の部に計上されていた。同様に市補助金として近江地域創造事業補助金が収入の部に計上され、その事業実施に係る経費も支出科目ごとに区分され支出の部に計上されていた。指定管理事業および自主事業が一つの収支決算書となっていることで、それぞれに係る経費など管理の実態が把握できず、これでは指定管理料の妥当性を検証することができない。

② 指定管理業務と自主事業および法人活動の共通経費の按分について

指定管理者の職員は、指定管理業務のみを行っているわけではなく、自主事業や指定管理者の法人業務を兼務していることもある。その場合、指定管理業務と法人活動を兼ねている職員の人件費などの共通経費については、按分して適正な費用を算定する必要があると考えられるが、これらの経費について、明確な経費区分がされていなかった。これでは、本来の指定管理業務に係る経費を把握することや検証することができず、次期の指定管理料積算において、積上げ方式による積算を適正に行うことができない。

(改善策)

所管課は、指定管理者に対して、ガイドラインに従い管理業務に係る収支決算書には自主事業や指定管理者の法人活動に係る収支を記載しないよう指導されたい。なお、指定管理事業と自主事業に共通する経費の取扱いについては、一定の基準を定めて両事業の経理区分を明確にし、指定管理料の中で大きな割合を占める人件費については、指定管理者と協議の上、職員個々の業務内容から適切な業務従事割合を設定するなど、明確な区分を行うとともにその検証を行われたい。

【指定管理者（特定非営利活動法人いきいきおうみ）に関すること】

(1) 法人会計への人件費の繰出金について

(概要)

平成 21 年度に実施した当指定管理者の財政援助団体等監査において、所管課へ業務報告書と同時に提出されている決算書と特定非営利活動法人いきいきおうみの決算書の内容に一致しない部分があった。法人の決算書では、法人本部の職員が指定管理業務に係る職員の人事、労務管理などを行っており、その人件費の負担分として本部での人件費の 30 パーセント相当額を収益事業の中で管理事務費として経費処理されていることから、市へ提出する決算書にも計上しなければ整合性が図れないと意見したところである。

平成 26 年度の管理業務に係る収支決算書を確認すると、指定管理会計の支出の部の繰出金として、法人管理会計に対し人件費の 30 パーセント相当額が引続き同じように支出していることが確認できた。同様に法人の確定した決算書にも収益事業の中で管理事務費として経理処理されており双方の決算書の整合性は確認できた。

(問題点)

法人管理会計に対し人件費を繰出金として支出していることについて、人件費相当額を 30 パーセントとした根拠を確認したところ、明確な回答が得られなかった。

指定管理業務を行う上で、法人本部が関与することは理解できるものの、指定管理料から支出することについては、本部職員それぞれの業務内容を分析して、適切な按分計算による業務従事割合を算出するなど、支出根拠を明確にすべきであると考えている。

(2) 管理運営などに係る実績報告書の記載について

(概要)

概要については、「《所管課（商工観光課）に関すること》(1) 所管課における実績報告書の確認について」を参照のこと。

(問題点)

① 指定管理業務と自主事業および団体活動（補助事業）の共通経費の按分について

所管課に対して意見したとおり、実績報告書の収支決算書は、指定管理業務に係る経費と自主事業に係る経費を整理し区分して記載すべきと考える。よって、所管課の指導の下、管理業務と自主事業および指定管理者の法人活動に係る経費を区分するよう収支決算書の作成に留意されたい。